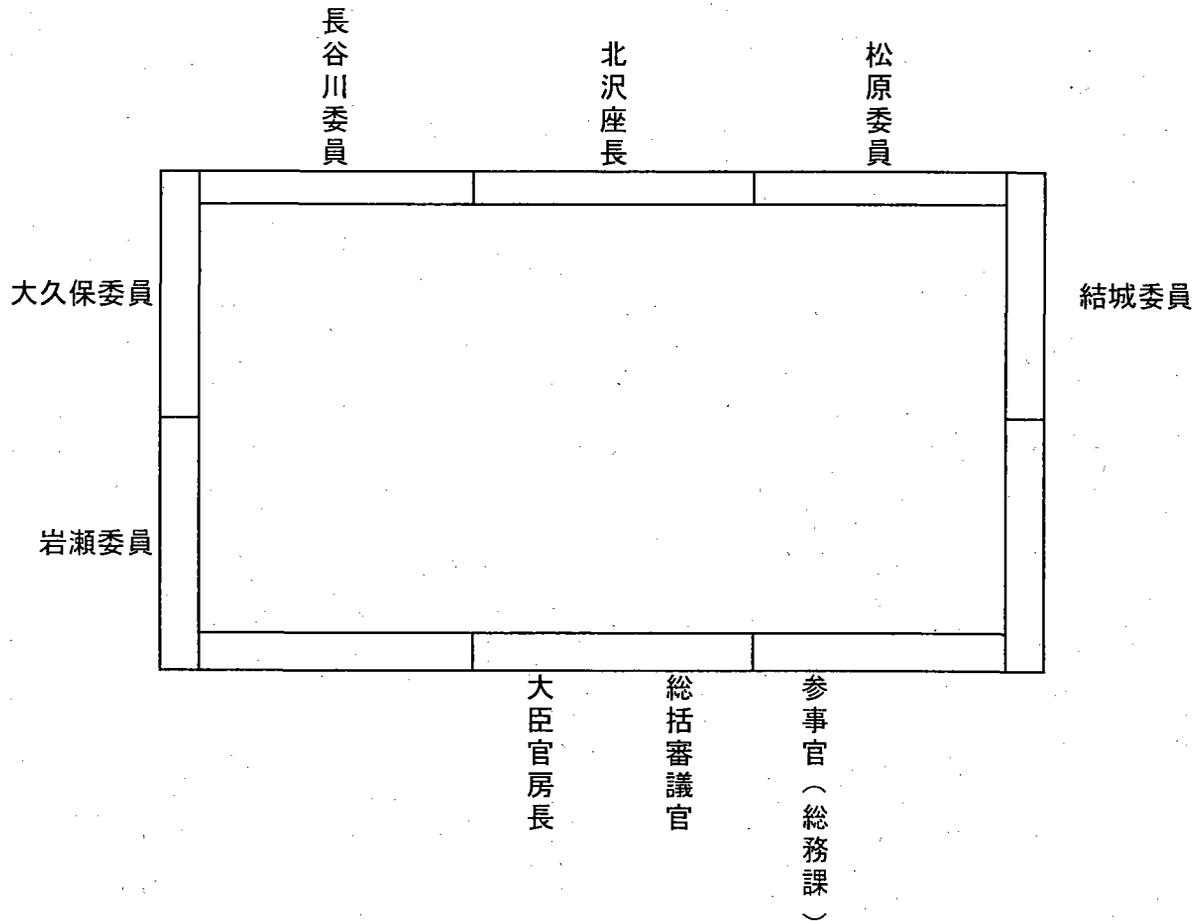


第8回 厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会 座席図

日時 平成22年12月17日(金)

10:00~12:00

場所 専用第12会議室(12F)



事務局

傍聴者席

受付
↓
入
口
↓

第8回 厚生労働省 独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会 議事次第

日時：平成22年12月17日(金) 10:00~12:00

場所：厚生労働省12階 専用第12会議室

1 開会

2 議題

(1) 最終とりまとめに向けた議論

(2) その他

3 閉会

(配付資料)

資料

- ・独法等整理合理化案／叩き台 (北沢座長提出資料)
- ・「叩き台」の作成根拠、着想等 (北沢座長提出資料)
- ・「独法等整理合理化案／叩き台」についての意見 (大久保委員提出資料)
- ・報告書作成にあたっての記載項目要望 (結城委員提出資料)
- ・のぞみの園についての意見書 (結城委員提出資料)

参考資料

- ・厚生労働省所管独立行政法人の主な事業分類一覧 (第2回資料2-1)
- ・厚生労働省所管独立行政法人の類型別整理票 (第2回資料2-2)
- ・国等との関係が強い所管公益法人の類型別法人一覧 (第4回資料4)
- ・地方公務員における再任用職員の給料月額別採用数 (第6回参考資料)
- ・国家公務員の再任用制度 (平成21年度) (抄)

☆独法等整理合理化案／叩き台

北沢 栄

* 主要な改革スキーム

I. 独立行政法人等 6 法人

II. 公益法人“横串” → 12 制度・慣行、契約等

I. 独法等

① 国立病院機構 →

I 案) 労働者福祉機構と統合

II 案) 国立病院 → 一部民営化(黒字法人) + 地域中核病院を軸に
整理・統合 → I 案による「統合」後、II 案を実施、も選択肢

② 労働者健康福祉機構 →

I 案) 国立病院機構と統合

※双方のネットワーク機能を生かす

II 案) 労災病院 → 労災専門病院を全国 2~3 に集約 + 他は廃止(一般
の民間病院として存続) → I 案による「統合」後、II 案を実施、も
選択肢

※労災医療機能の集約化に伴い労災看護専門学校等の機能見直し

③ 国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所 → 統合 → 食と医薬の研究 シナジー効果および統合による事務・事業のスリム化

④ 労働政策研究・研修機構 → 「同独法を廃止・国が直営」を含め、さらに検 討を進める

- ・ 研究機能については、現状では不十分なためこれを強化し、民間を活用する

- ・ 研修機能については、労働大学校は廃止(施設は売却) → 研修は労働大学校以外の施設を使うか巡回方式で実施 → 研修施設は他省を含め一元化もしくは集約化(たとえば財務省直轄の財務総合政策研究所研修部)

- ・ 研究・研修を本省が直接担う場合、労働基準局、職業安定局の本省職員数計 552 人、出先の労働基準監督署とハローワークに計 17,000 人弱 (2010 年度末) → これらの人材を活用して事業を再構築 → Scrap & Build → 労働政策のコアとなる調査・研究に力を注ぎ、民間を活用する
- ⑤ 中央労働災害防止協会 → 解散 or 特例民法法人 or 営利法人(民間企業)に移行 → 特別民間法人は不透明なゆえに制度として廃止 → 原資の特別会計資金は、競争的資金として民間で活用

Ⅱ. 公益法人

〈制度・慣行、契約など〉

- ① 指定法人の制度を廃止 → ①原則、一般競争契約とし、たとえば介護労働安定センターのような「全国で1つ」に限った指定法人は廃止、②国家試験・資格のように例外的ケースを設ける必要がある場合は、その理由の情報開示およびプロポーザル方式を含む参入要件など新ルールを制定
- ② 登録に基づく事業は、登録要件の緩和・見直しを行い、たとえば日本ボイラ協会のような場合、「複数登録」を広げ、競争性を導入
- ③ 「特定の補助金等を特定の法人に毎年度支出する」慣行は廃止 → たとえば、こども未来財団のような場合、支出先を一般公募、競争性を導入
- ④ 委託事業を他法人に丸投げするなど、受け取った補助金等を第三者に再交付する、たとえば、ヒューマンサイエンス振興財団のようないわゆる“トンネル法人”に対しては、必要性が認められる事業のみ補助金等を本省から直接、事業実施法人に交付する仕組みに改める
- ⑤ 国の補助金等が年収の3分の2以上を占める、たとえば、産業医学振興財団のようないわゆる“丸抱え法人”に対しては、必要性が認められる補助金等に関し、2002年3月の閣議決定(比率を3分の2未満に縮小)の順守にとどめず、さらに2分の1未満に縮小させる
- ⑥ 国家試験、資格付与を実施する、たとえば社会福祉振興・試験センター、柔道整復研修試験財団のような法人の場合、必要性を検証した上で整理・統合する
- ⑦ 障害者施設や介護施設の運営法人については、独法・のぞみの園を含め入居者の高齢化と希望を考慮し、たとえば労災サポートセンターのような場合、特別養護老人ホームや社会福祉法人施設、地方自治体施設など類似施設の活用を検討する

- ⑧ 国の助成事業や委託研究事業などの成果に関し、情報公開を徹底するため、インターネット上のホームページでの情報開示について共通の必要条件を明示したガイドラインを設ける
- ⑨ 類似法人は事業の必要性が認められる場合は整理・統合する
- ⑩ 事業仕分けで「廃止」評決法人は廃止する
- ⑪ 随意契約の「原則、廃止」(会計法第 29 条)の適用を徹底させるために、同条を改正し、罰則・公表規定を追加する → この実現に向け、厚労省は省令等の制定など必要な措置を取る
- ⑫ コンプライアンス違反を犯した、たとえば雇用開発協会のような法人に対しては、当該法人の廃止、国や独法からの補助金等や契約・取引の停止など厳正な処分を行う

以上

☆「叩き台」の作成根拠、着想等

北沢 栄

「」内は議事録より引用

* 国立病院機構

- ・ 国立病院機構が提出した参考資料「非公務員化のメリット」によると—
- 1. 民間との人事交流や兼業・派遣の拡大が可能となり、これらにより地域全体の医療サービスの向上に寄与。
- 2. 常勤役員の有期雇用が可能となり、病院のマンパワーが強化され患者サービスの向上に寄与。
- 3. 職員の一層の意識改革を進め、より民間の感覚に近いサービスの提供を実施

→ つまり公務員だと、国家公務員法が適用されるため、兼業ができず、常勤雇用なので、新規の仕事向けなどに柔軟な有期雇用ができない。

- ・ 民営化 — (北沢)「更に、もっと自由にやりたいとおっしゃいましたね。自由度を高めたいということですね。独法というのはまだ非常に規制がある。ですから、自由度を高めたいと考えていいわけですか。」

理事長(国立病院機構)「医療事業に則さない。独法というのは大体は運営費交付金が収入で、それで活動しているんです。我々は自己収入で事業を展開するので、ともかく独法による医療事業に非常に逆行するような規制、これを何とかしていただきたいということです。」

(北沢)「これはまた後ほど聞きますけれども、そうしますと民営化をやればいいじゃないかという議論が出てくるかと思うんですが、その辺はいかがですか。」

理事長「全部民営化か、あるいは一部民営化かという形になるかと思いますが。」

- ・ ネットワーク — (理事長)「私は、国立病院機構のそもそもの価値は全国統一のネットワークにあるのではないかと考えております。これは、経営的に申しますと、黒字病院と赤字病院の間で健全な内部扶助が行われているために、税金にほとんど頼らない自立自存の経営につながっていることがあります。」

・ 労働者健康福祉機構

- ・ 国立病院との連携 — 理事(労働者健康福祉機構)「国立病院機構の国立病院との連携でございますが、現在も我が方でいろいろ検討しているわけでございますが、1つの条件を設けてその連携状況等について検討したところでございますが、まずは病院間の距離が4キロ以内、または同一医療圏内、その条件を満たすのが7病院ございます。これらの病院を調べますと、実際には高額医療機器の共同利用、あるいは専門分野のない病院から専門分野のある病院への患者紹介、更には医師の応援とか、そういった連携をしているところでございます。」
- ・ ネットワーク — 労働基準局長(労働基準局)「私どものこの労災病院の政策的な意味というのは、一番中心的には、労災補償制度というのは一般の病院と違うような疾病がございます。アスベストの疾患ですとか、じん肺ですとか、こういったものは普通の病院ではその予防方法や診断方法、治療についてなかなか開発ができないだろうということで、この部分に交付金も出しまして、臨床現場を通じて労災病院のネットワークを使って政策的医療のこういった知見を確立していただく。それが一番、肝になる部分だろうと思っています。」
- ・ ノウハウ — 労働基準局長(労働基準局)「ただ、中には非常に重篤な産業中毒ですとか、さっき言ったような13疾病に属するようなものが出てまいりますと、これはもちろん労災病院で蓄積しているいろいろな知見を広く均てん化するようにやっていますからできる病院もありますけれども、最後の頼みと言いますか、そういうことになりますと、アスベストの例のように岡山の労災病院とか、労災病院にはいろいろ知見が集積していますので、そこに行く。」
- ・ 実態 — 労働基準局長「病院の実態として言えば、さっきから出ていますように非労災の方の方が圧倒的に多いわけで、そういうことで収入を得ながら労災の病院の経営を維持して、その中で今、申し上げたような政策的な医療の部分を支えと言いますか、そういう構造になっている・・・」
- ・ 米国では労災病院は存在しない → 一般の民営、公営の病院で治療を行う(じん肺診療は連邦政府負担)
ドイツでは職業病専門病院が2施設
- ・ 国立病院機構でことし4月に指定看護師の育成に向け専門学校を開設したが、労災看護専門学校をこちらに移管するのも選択肢の1つ
- ・ 労災の疾病発生件数は1980年当時の1万件以上に対し半分以下の5000件程度、ただしアスベストやメンタルヘルスは増えている状況

* 労働政策研究・研修機構(JILPT)

- 1990年代後半から始まった非正規雇用拡大を柱とする雇用状況の一大変化により、若者の雇用の不安定化、格差問題の深刻化が進むが、これに対し労働政策の面から十分なリスポンスがなされたとは言い難い → 労働政策の貧困が、こうした問題を招いた一因となったことは否定できず、労働政策の基盤を成す研究機能の抜本的な改革が求められる → この一環として、研究のコア機能を独法から本省に移し、本省の本来的機能を強化すべき、との選択肢も考えられる(注1)

(注1) 厚生労働省にあって労働政策は、社会保障政策と並ぶ重要な柱だが、これまで各局単位で研究・立案され、実施に移されてきた経緯がある。その主な主体は労働基準局と職業安定局であり、縦割り行政から各部局の業務に限定された政策立案が行われる傾向にあった。これが、非正規雇用・格差問題のような構造的変化への対応を遅らせた要因とみられる。

各局ごとの政策立案に対し、政策統括官(局長級)が配下に参事官(課長級)3人を擁し、調整・統合する任を担う。しかし、このような縦割り型の不十分な総合機能では、深刻な社会的広がりを持つ構造問題に即応する調査研究・政策立案は、困難と言わざるを得ない。

- 非正規問題の対応 — (理事(独)労働政策研究・研修機構)「先生御指摘のとおり、10年ぐらいつと非正規の問題については、どんどん問題が拡大しております。私ども、実は、95年以降、この問題は非常に重要な問題ということで、当時は、働き方の多様化といいますか、あるいは就業形態の多様化といいますか、そういうテーマ、それが政策に対してどのような影響を持つのかみたいな観点ですけれども、私どもずっと毎年そういう分野についての調査・研究を実施してきております。それは、パートの問題、それから、派遣の問題、最近では、契約労働者の問題等々ございますけれども、ただ、先生に申し上げたいのは、私どもの研究所は、現場の正確な実態把握を丹念な調査に基づいてやりまして、そのデータを分析し、政策提言を付して厚労省に提供するという、そういうやり方からしますと、・・・」「その積み重ねが、若年者の雇用対策などに非常に有効に貢献していると思います。ただ、大きな固まりで、こういうことをしてはいけない、こういうことをしてきたということとはできないという・・・。」

* 国立健康・栄養研究所

- ・ 医薬基盤研究所との統合 — (技術総括審議官)「薬と、それから、例えば病院の患者さんでも、食事はしながら薬も飲むわけでございますので、食事と薬の相互作用というのでしょうか、そういうことも含めて、これからそういうふうな分野はまだやってない分野なので、いろいろな意味で可能性があるのではないだろうかということ、ちょうど統合のメリットの議論では出ていました。」

* 医薬基盤研究所

- ・ 国立健康・栄養研究所との統合 — (技術総括審議官)「国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所の統合については、シナジー効果ということが検討されていまして、基本的には人の場合、口から入れる医薬品があるわけです。国立健康・栄養研究所の場合には、普通の健康食品も含めて食品という観点ですので、口から入る医薬品と食物とのいろんな相互作用。同じ糖尿病の予備軍の人たち、患者さんに対して、例えば患者になった人たちが飲む医薬品と、重症化していく中の食品との関係とか、そういう研究という今までやられていないようなものがこれからできてるのではないだろうかということについてのシナジー効果というのはあるのではないかと考えられております。」

* 中央労働災害防止協会

- ・ 旧認可法人でその後、民間法人 → 特別民間法人へと衣替えしたが、この変遷についてホームページに記載なし。典型的な不透明型天下りの受け皿
- ・ 活動内容に独自性が乏しく、労災保険財源をムダ遣いの批判も(労働保険特別会計から支出 36.6 億円、2010 年度予算)
- ・ 行政刷新会議の事業仕分け第2弾(2010 年 5 月)では同法人の2事業「労働者の健康づくり対策支援業務」「安全衛生情報提供・相談等業務」とも「廃止」と評決された
- ・ 不透明な法人形態 — 特別民間法人の定義 → 「特別の法律により設立される民間法人とは、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人(地方公共団体が設立主体となる法人を除く。)」 出所: 総務省
- ・ コンプライアンス違反 → 2006 年に東京国税局の税務調査が入り、厚労省の委託費、補助金の不正支出が指摘される
- ・ 民営化の可能性 — (理事長)「うちの収益事業の柱は出版なんです。出版につきましても、民間出版会社と比べると遅れたオペレーションをやっているわけです。そこで民間出版会社の人をアドバイザーに入れて、あなたたちのこれについてはこんなに無駄があるということを今徹底的に指摘されて、直す努力をやっておりますので、出版不況の中でもうちは随分甘い経営をやっていたなという感じがします。その経費節減でも相当出版での収益率が上がると思っております。」

以上

「独法等整理合理化案／叩き台」についての意見

大久保

病院系独立行政法人

- 国立病院機構と労働者健康福祉機構を単純に統合すると、 $144 + 30 = 174$ の病院を傘下に収める図体の大きい新独法ができあがる。独法の中で最大級の管理部門を有する巨大独法を生むことがよいか、検討が必要。

→ 統合を行う前に、まず、各法人が傘下の病院の経営の効率化を進める必要があるのではないか。そして、それぞれの病院が与えられた機能を果たしているか、独法としてのミッションに照らして、十分に検証することが大事。機能が果たされていない病院は、民間や地方自治体へ移譲する道を選ぶべきもの。残った病院の運営形態については、全国1つの法人が運営するかどうか、バラバラで運営するのは、残された課題として今後しかるべき場で検討されるべきもの。

2010年12月17日

厚生労働省独立行政法人
公益法人等整理合理化委員会

淑徳大学准教授
結城 康博

報告書作成にあたっての記載項目要望

報告書作成にあたって下記のような項目を盛り込んでいただきたい。

1. 厚労省OBについて

これまで独立行政法人・民間特殊法人・公益法人の一部からヒヤリングを行ったが、未だに厚労省OBが役員に就いているケースが見られる。一方で、民主党政権になり厚労省OBでなく民間から公募して役員に就いているケースも見られるようになった。

しかし、厚労省OBであろうと民間人であろうと年収1000万円を超える給与体系が多々見られ、公費もしくは受験料および登録料など国民から費用を徴収して運営している組織においては高額な給与体系である。

確かに、年金基金（経済専門家）や国立病院（医師など）、各研究機関（研究者）などは、業務の責任度合いから高額な役員収入は適切な場合もある。しかし、通常の民間企業の業務と比べて、専門性や特殊技能がきわだって認められないケースにおいては、逆に厚労省OBを役員として雇用し、地方公務員の再任用給与体系（委員会で資料要求したものを参照）にしていくほうが効率的と考える（年収400万円～500万円前後）。

そもそも厚労省OBは有能な人材であり、60歳を過ぎても公益法人等での活躍は大いに期待でき、国益にもなるはずである。

これまで天下りの弊害は退職後の高額な給与体系が問題であったのであって、厚労省OBの人材・能力そのものは有効であった場合も多々ある。その意味で、厚労省OBを必ずしも排除するのではなく、地方公務員の再任用給与体系を参考に活用していくべきである。

2. 厚労省関連の試験事務について

厚労省が管轄している試験や免許資格については、できるだけこれらを統括している事務組織を統廃合して、規模の経済を活用しながら整理・統合を図るべきである。その際は、職能団体との関連にとらわれず、効率的な組織運営にしていくべきである。

なお、個別案件であるが、社会福祉士の受験料において、基金の取り崩しに関しては、数年間にならして、できるだけ多くの受験生が恩恵を被れるような運用を考えるべきである。

3. 福祉や医療等の関連施設

独立行政法人など障害者施設や介護施設を運営しているケースに関しては、入居者の高齢化を考えて、類似した施設への移行も含めて機能・分化を図るべきである。例えば、特

別養護老人ホームの活用を考え、社会福祉法人などの活用も検討していくべきである。

しかも、国が関与している福祉施設は、利用者の地域性を考えるとデメリットもあるため、今後は類似した既存の施設（社会サービス）も利用できるような環境整備（法令整備含む）も考えていくべきと考える。

その意味では、局を超えた縦割り行政の弊害を是正し、サービスを受ける視点でどのようなシステムが最適化を考え、福祉施設等の運営を行うべきである。

4. 国立病院や労災病院について

国立病院などは、国民の生命を担っている面があり、効率化の原理で整理・統合していくことは危険である。しかし、地域によっては県立病院や市立病院などの公立病院も共存している場合もあり、今後、国立病院の在り方を考える検討会を別途設けて、国が失費して行う病院事業の在り方を考えていくべきである。なお、その際は労災病院と国立病院の整理・統合も視野に議論していくべきと考える。

5. 研究費や委託事業について

独立行政法人や公益法人が行う事業の一部を民間事業に外注している場合が見られるが、原則、「プロポーザル方式」にするガイドラインを設け「随意契約」はしないよう、報告書に盛り込むべきである。ただし、「一般競争入札」では、価格だけの争いになる可能性があるので、「プロポーザル方式」にすべきである。

6. 研究助成金や研究成果について

独立行政法人や公益法人が研究活動や助成事業を行っているが、それらの研究成果を、原則、インターネット上で誰でも見られるようにするガイドラインを設けるべきである。年報や機関誌では手軽に国民が入手できないため、今後は利用しやすいようにしていくべきである。

以上

2010年12月17日

厚生労働省独立行政法人
公益法人等整理合理化委員会

淑徳大学准教授
結城 康博

国立重度知的障害者総合施設のぞみ園についての意見書

- ・本施設自体は独立行政法人として存続すべきと考える。しかし、入所している利用者の高齢者の割合が高く部分的には介護施設のニーズが高まっている。その意味では社会福祉法人に事業の一部を委託して、効率的な事業展開の必要性がある。
- ・全て独立行政法人による直営でサービスを担うのは、技術面・人的面から非効率である。介護保険制度も想定しながら高崎市（地元自治体）と調整のうえ、地元の高齢者も活用できる特別養護老人ホームといった複合的な視点で事業を展開してはどうかと考える。

以上のように改革することで、社会福祉法人の活力も導入でき、地元利用者も含めた地域に根差した施設経営が可能と考える。

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園視察概要

日時：平成22年9月20日（月）10:00～12:40

参加者：〔委員会〕松原委員、結城委員、事務局（川口）

〔のぞみの園〕遠藤理事長、篠原理事、渡辺理事 ほか

【概要説明】

別添資料に沿って、遠藤理事長より概要説明

- ・ 当事者・国民の意向で、できれば一生暮らせるように、という趣旨で大規模施設の構想。S46、定員の関係や、職員確保の観点（少し高めの給与を出せる）から、特殊法人としてスタート。H15に独法化し、「終の棲家」から「地域で暮らせるように」に大転換。〈P. 1〉
- ・ 平均年齢は59歳、平均入所期間は34年。41都道府県から入所。〈P. 5-6〉
- ・ 地域移行がなかなか進まないのは、入所当時の「一生…」お約束、保護者の代替わり、本人の地域体験不足等。〈P. 10〉
- ・ H15.10からH22.3までの移行者数は89人。主な移行先はグループホーム等への移行は32人、在宅は6人。移行までの調整期間（自治体・事業所・家庭等）は約1年。〈P. 13-14〉
- ・ 国の政策課題に応じたモデル的支援としては、知的障害のある矯正施設退所者への支援や、精神科病院に社会的入院する知的障害者への支援等。〈P. 15-16〉
- ・ 元々特殊法人としてスタートして、給与水準の適正化として、第1期中期目標期間で国より高かった人件費をH19'までに14%引き下げ、国並びとした。さらに給与体系の見直しを行い、国よりも低い水準とした。〈P. 23〉

【質疑】

<松原>この法人が「終生保護」から「地域移行」へ舵を切ったのは、独法化が契機なのか、障害者自立支援法制定に向けた議論が契機になったのか、その前後関係は。また、（制度の問題と思うが）障害程度区分が非常に重く、どうしても地域移行が無理な方・どうしても施設として抱えるべき方はいらる、というスタンスなのか。

← ノーマライゼーションの理念・政策が動いており、平成15年の独法化が1つのきっかけとなって舵を切ったもの。

← 老健施設や特養と同様に、地域生活がやってもやれないこともないかもしれないが、全体として相当コストはかかるのでは。法人としては、高齢化して医療ニーズが高いなど地域移行が現実的に無理な方には、一生お世話をすると元々のお約束もあり、施設で見たい。

<松原>重度知的障害（区分4～6）は全国でどのくらいおられるのか。また、その

入所ニーズ（待機児童数に相当するような）はどれだけあるのか。制度の問題なので、厚労省の方からデータをいただきたい。

<松原>新規の方を受け入れているのか。

← 受け入れていない。矯正施設退所者の支援などモデル的支援としてのみ受け入れ。

<松原>終生保護のような考え方は国としてない、ということなのか。制度の問題であるが、委員会でも議論していきたい。

<松原>都道府県の同様の施設との比較も含め、独法として行うことの意義をどう考えているか。

← ①総合施設の運営、②国の政策課題に対応した調査研究、③人材の養成研修を三位一体で取り組み、その成果を全国の関係施設に普及していくこと。

<結城>ここは施設としては必要だと思う。ただ、これだけ入所者が高齢化すると、園内に特養を作ることなども必要では。入所者にとっては、ここが「地域」という意識なのではないか。

← 実は、入所者にとっては家族への思いは非常に強い。そういう方はできるだけ地元、というスタンス。特養設置については、ここは今は介護保険不適用。適用することになると、高崎市に全負担が集まることになる。

<結城>国として絶対やらなければならない理由は何か。施設の一部を社会福祉法人に委託することも考えられるが、そういう主張はなかったのか。

← 社福に委託というのは、有力な意見としては聞いていない。

<結城>（国の政策課題に応じた）モデル事業をやるにしても、本来は（実施を担う市町村の取りまとめとしての）都道府県がやるべき役割ではないか。

← 全国の関係施設に成果を発信していくという役割がある。近年では、知的障害に認知症も併せて発症している事例など、研究課題としてある。

<結城>入所者は関東近県が多いのか。

← 矯正施設退所者は、地域移行を目指すこともあって近県が多いが、精神科病院入所者は全国から。矯正施設退所者への支援プログラムを昨年度に開発し、全国の関係施設に提供したが、それだけでなく、今後は、支援の中心となる職員を育成していくことも重要であり、今年度から取り組んでいる。

<松原>私個人は、重度知的障害者の終生保護というものは必要と思っている。国でやるか都道府県でやるかという問題はあると思うが。ただ、国の方針は、現入所者が高齢化につれて段々フェイドアウトしていく、研究・養成もそれに応じて縮小していくということか。

<結城>知的障害者の高齢者介護の問題は重要であり、どう整理していくのか。

← 可能性としては介護保険の適用ということも考えられる。制度の整理がしっかりつけば、高崎市としても対応することになるのでは。

【園内施設の見学】

- ・ あじさい寮（強い行動障害のある方を支援している寮）
- ・ あかしあ寮（経鼻経管栄養や胃ろう等の要医療入所者中心。職員配置はほぼ1：1）
- ・ あおぞら（園内にある地域生活体験ホーム：矯正施設退所者を含め、地域移行へのトレーニングとして、元職員宿舎を活用して共同生活）
- ・ くるん（市内にある地域生活体験ホーム）

【施設見学後の質疑】

<結城>やはり施設の一部を社会福祉法人に委託することはできるのでは。それにより施設職員のマネジメント能力を高める方がいいのではないか。

← ケアホームなどはいずれ委託できると思う。同等のケアができるところにやってもらうことはあり得る。ただ、一部分を切り離してやるよりも、研究、人材養成も含めて全体として運営していく方が、職員配置の面でも効率的にできると考えている。

<結城>要医療の方が多い「あかしあ寮」は、老健施設とすることは考えられるか。

← 切り離してやる方が割高になってしまうのでは。

<松原>結城先生が言われたのは、国が直営する方式も民間委託する方式もある中で、上手にコラボレーションしていくという考え方もあるのでは、ということ。例えば、人材の養成についても（併存することで）民間に波及するという効果もあり得るかもしれない。そういうことも委員会で議論していきたい。

<松原>「地域に返す」というときの「地域」とは、抽象的な地域ではなく、「親のいるところ」であって、そこで受入先がないと、単に保護をやめるだけになってしまう。

← 「地域」とは、ご家族との関係というのが一番重要。まず家族とのつながりを優先し（その方が自治体との関係でも連携が取れやすい）、それが薄れている場合には生活し慣れた地域…となる。

<結城>今後入所者の高齢化が進む中で、この法人の力量で高齢者介護までやれるのか。介護保険への移行というものも必要ではないか。

← 高齢者介護の専門家を呼んで職員研修を行っている。高齢者という視点だけではなく、知的障害という視点もやはり必要。なお、群馬県内でも、社会福祉法人で、知的障害のある方中心の特養も1つある。

<松原>社会福祉法人・NPOでできる所、できない所も見極めていきたい。全て地域移行というのは難しく、(ケアの)濃淡は必要。

<松原>知的障害者のナショナルセンター的な機能は必要で、地方厚生局の設置地域(全国に8か所)位を全国にあってもいいのではないか。

<結城>施設職員の職員配置はここだけで回しているのか。

← 国(厚労省)・民間(社会福祉法人等)との人事交流を行っている。新規採用は毎年3-4人。全体の定員削減がかかっている中で、非常勤職員で対応に努めているが、厚労省の独法評価委員会で、非常勤職員を補充することで支援の質が保たれるのかという指摘があり、悩ましい。

<松原>高齢化の問題と、重度知的障害の問題は重なってきている。特に新規受入れがないので、ここでは即高齢化につながる。この問題も委員会で議論していきたい。法人として委員会に伝えてほしいことでもあれば。

← かつて独法化に当たって180度路線変更した。また急に大きく転換することになると入所者も家族も職員も混乱してしまうので、ある程度中長期的な方向性を示していたければ。現場としては。

<結城>都道府県のコロニーは現在どうなっているのか。同様に民間委託を進めるのが難しい要因は何か。

← 運営形態は様々であるが、全国に19か所ある。大阪の金剛コロニーでは、城下町のように施設の近隣のグループホームに入所者を押し出してきており、宮城の舟形コロニーでも民間に頼んだり、辞めた職員がグループホームを立ち上げたりしている。コロニーの規模は縮小傾向。

← 民間のグループホーム等に移行させるにも、ここには全国から入所者が来ているので同じようには難しい(受入先の自治体も地元の在宅障害者を優先しがち)。また、都道府県が設置したコロニーでは県単事業を作ったりコロニーから民間への移行支援がしやすい面がある。

<敬称略>

厚生労働省所管独立行政法人の主な事業分類一覧

	研究	病院	労働	年金	その他
国立健康・栄養研究所	○				
労働安全衛生総合研究所	○				
医業基盤研究所	○				
労働政策研究・研修機構	○ (社会科学)				○ (職員研修)
国立がん研究センター	○ (がんに係る調査研究、医療技術の開発、医療提供、技術者養成)				
国立循環器病研究センター	○ (循環器病に係る調査研究、医療技術の開発、医療提供、技術者養成)				
国立精神・神経医療研究センター	○ (精神・神経疾患等に係る調査研究、医療技術の開発、医療提供、技術者養成)				
国立国際医療研究センター	○ (感染症等に係る調査研究、医療技術の開発、医療提供、技術者養成)				
国立成育医療研究センター	○ (成育に係る疾患に係る調査研究、医療技術の開発、医療提供、技術者養成)				
国立長寿医療研究センター	○ (加齢に伴う疾患に係る調査研究、医療技術の開発、医療提供、技術者養成)				
労働者健康福祉機構		○	○ (未払賃金立替払い)		
国立病院機構		○			
年金・健康保険福祉施設整理機構		○ ※ 病院運営は委託			
勤労者退職金共済機構			○ (退職金共済)		
高齢・障害者雇用支援機構			○ (高齢者・障害者に対する雇用支援)		
雇用・能力開発機構			○ (職業訓練、勤労者財形)		
年金積立金管理運用				○ (年金積立金運用)	
福祉医療機構					○ (医療・福祉貸付、年金担保貸付・労災年金担保貸付、社会福祉法人の退職金共済)
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園					○ (障害福祉サービス)
医薬品医療機器総合機構					○ (健康被害救済、医薬品・医療機器の承認審査、安全対策)

(参考資料)
第2回資料2-2

厚生労働省所管得独立行政法人の 類型別整理表

研究を主な事業とする独立行政法人の比較

	(独)国立健康・栄養研究所	(独)労働安全衛生総合研究所	(独)医薬基盤研究所	(独)労働政策研究・研修機構
設置目的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行い、公衆衛生の向上及び増進を図る	労働者の安全及び健康の確保に資する調査及び研究を行う	医薬品技術等の向上のための基盤の整備を図り、もって、国民の保健の向上を図る	内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資する
本部	東京都	東京都	大阪府	東京都
主な研究事業／研究の特色	肥満・糖尿病予防、食事摂取基準策定、健康食品の安全性情報の提供、国民の健康づくりに資する調査・研究【自然科学系】	労働者の安全、生命と健康を確保するための研究開発、重大な労働災害の調査等の実施【自然科学系】	創薬に向けた基盤的な研究、難病・疾患のための培養細胞等の提供、研究機関等への研究の振興【自然科学系】	厚生労働省の指示・要請に基づき労働政策の企画・立案に資する調査研究を実施【社会科学系】
主な研究成果	糖尿病の予防法の究明、食事摂取基準・運動基準提示、健康食品の安全性・有効性の情報提供	足場からの墜落防止措置等関係法令の制定等の基礎となる研究、アスベスト、ナノマテリアル等の職域での健康影響、測定手法等の研究	企業との共同研究による世界最大規模の安全性DBの確立、多価ワクチンの基盤技術の開発、ヒトiPS細胞樹立時の研究費支援	若年者(ニート・フリーター)雇用支援に関する研究、パートタイム労働者の雇用管理実態に関する調査研究、ワーク・ライフ・バランスに関する調査研究、非正規労働者等に関する調査研究
年間研究発表数	論文発表109報(英文92、和文17) 学会発表211回(国際56、国内155)	論文発表:381報 講演・口頭発表:354回	論文発表192報(英文162、和文30) 学会発表429回(国際106、国内323)	論文発表:173報 講演・口頭発表:116回
職員数(うち非常勤)	106(62)人 うち研究員 36(4)人	116(9)人 うち研究員 97(7)人	241(159)人 うち研究員 95(48)人	118(0)人 うち研究員 36(0)人
予算規模(うち国費)	8.4(7.4)億円 うち研究費 1(1)億円	23.5(23.1)億円 うち研究費 7.2(6.9)億円	111(103)億円 うち研究費 89(84)億円	29.4(28.4)億円 うち研究費 3.8(3.8)億円
施設・設備	生活習慣病予防の研究を行う運動フロア・プール、ヒューマンカロリメーター、骨密度測定器	遠心力载荷装置 分析透過型電子顕微鏡 等	薬用植物資源研究センター 霊長類医科学研究センター	労働大学校
主な連携機関	JAXA(宇宙航空研究開発機構)、国立極地研究所、連携大学院(6機関)、(独)国民生活センター	東京大学、東京工業大学、東京都市大学、北里大学、米国・労働安全衛生総合研究所ほか	日本製薬工業協会、連携大学院(3機関)、東京大学、北海道大学、熊本大学ほか	国立教育政策研究所等の政策研究機関や、ILO、OECD等の国際機関

研究を主な事業とする独立行政法人の比較

	(独)国立健康・栄養研究所	(独)労働安全衛生総合研究所	(独)医薬基盤研究所	(独)労働政策研究・研修機構
過去の整理 統合の経緯	平成13年4月に国立健康・栄養研究所から独立行政法人化	平成18年4月に(独)産業安全研究所と(独)産業医学総合研究所を統合	平成17年4月に(独)医薬品・医療機器総合機構、国立医薬品食品衛生研究所、国立感染症研究所の一部が統合	平成15年10月に、(特)日本労働研究機構及び国の労働研修所を整理・統合して発足
研究以外の 実施事業	健康食品等に関する情報提供を行う 栄養情報担当者(NR)の認定業務 ・ 職員 1人 ・ 予算 3,400(400)万円	—	—	労働行政担当職員研修 ・ 職員 管理3人、事業19人 ・ 予算3.9(3.9)億円
設立年月	平成13年4月	平成18年4月	平成17年4月	平成15年10月
備考	現在、(独)労働安全衛生総合研究所及び(独)医薬基盤研究所との統合に向けて検討中	現在、(独)国立健康・栄養研究所及び(独)医薬基盤研究所との統合に向けて検討中	現在、(独)国立健康・栄養研究所及び(独)労働安全衛生総合研究所との統合に向けて検討中	労使の参画を得て運営される社会科学系の政策研究機関

高度専門医療研究を行う独立行政法人の比較

	(独)国立がん研究センター	(独)国立循環器病研究センター	(独)国立精神・神経医療研究センター	(独)国立国際医療研究センター	(独)国立成育医療研究センター	(独)国立長寿医療研究センター
設置目的	がんその他の悪性新生物についての調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う	循環器病に係る医療に関する調査、研究、技術の開発、医療の提供、技術者の研修等を行う	精神・神経疾患等に係る医療に関する調査、研究、技術の開発、医療の提供、技術者の研修等を行う。	感染症その他の疾患に係る医療に関する調査、研究、技術の開発、医療の提供、技術者の研修等を行う	成育医療に関する調査、研究、技術の開発、医療の提供、技術者の研修等を行う。	長寿医療に関する調査、研究、技術の開発、医療の提供、技術者の研修等を行う
本部	東京都	大阪府	東京都	東京都	東京都	愛知県
担っている機能/事業の特色	<ul style="list-style-type: none"> がん治療に係る質の高い医療の提供 (年間約5,000件の手術、1日約120人の通院化学療法の実施、陽子線治療等先進医療の提供、モデル的緩和ケアの提供) がんの原因・本態解明、革新的な検診法や診断・治療技術の開発、がん医療の均てん化、がん情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 循環器病に係る最新・最善の医療の提供 (国内心移植48例のうち22例を実施、年間約3,000件の重症循環器病救急搬送の受け入れ) 先端医療技術の開発と普及 (在宅型体内埋め込み型人工心臓・次世代型呼吸補助装置の開発等) 	<ul style="list-style-type: none"> 脳と心と身体の健全な統合を目指す医療の実践 (1日平均400名以上の精神・神経外未患者の受け入れ、1万以上の筋検体の保存、筋ジストロフィー確定診断の中核施設等) 世界唯一の「精神・神経医療研究センター」として、統合的な精神・神経科学研究を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症等に係る高度総合専門医療の提供(中心疾患として、HIV/AIDS、肝炎、感染症、糖尿病・代謝疾患) 国際医療協力の実践、研究の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 成育医療における高度先駆的医療やモデル医療の提供 (年間1,600件以上の分娩、年間約6,300件の小児手術を実施、小児ICU等を活用した24時間365日体制の重症小児救急搬送の受け入れ、産待等を含めた小児のこころのケア) 成育医療を発展させるTR等の研究の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者疾患の包括的・全人的医療の提供(高齢者の生活の質を向上に向けた医療の提供、地域の保健・医療・福祉と連携した在宅医療モデルの開発・提供、認知症の早期診断法の開発等の先駆的医療の提供) 老化の制御と老年病克服のための新しい医療の発展の普及に尽力
主な研究成果	胃がん・肺がん・肝がんの病理診断を体系化	<ul style="list-style-type: none"> 在宅型体内埋め込み型人工心臓 次世代型呼吸補助装置の開発 世界に先駆けて発見した生理活性ペプチド、タンパク質を診断・治療の開発へ応用 	<ul style="list-style-type: none"> 多発性硬化症に対する画期的治療薬の開発、筋ジストロフィーに対する遺伝子治療の推進、自殺対策の研修及び情報提供、自殺の危険因子の解明 	<ul style="list-style-type: none"> 途上国でのHIV・マリアの感染制御、糖尿病患者登録、肝炎治療効果の予測法開発 	<ul style="list-style-type: none"> 免疫異常等小児難病に対する遺伝子治療の開発 iPS細胞、ES細胞を用いた再生医療の推進 	<ul style="list-style-type: none"> アルツハイマー病、血管性認知症等及び骨粗鬆症等の発症メカニズムの解明、治療・予防法に関する研究 高齢者のQOLを損ねる口腔機能や排泄機能の障害における再生・再建医療の研究の推進
病床数(平成22年度)	計 1,025床 — 1,025床	計 640床 — 640床	計 923床 — 250床 精673床	計 1,423床 — 1,149床 結・感 44床 精 230床	計 460床 — 460床	計 402床 — 402床
患者数(平成21年度)	入院 310,894人 外来 399,972人	入院 185,910人 外来 155,727人	入院 148,585人 外来 107,488人	入院 356,973人 外来 581,268人	入院142,118人 外来95,211人	入院83,709人 外来114,396人
平成22年4月職員数(うち非常勤)	管理部門43(8)人 病院・研究部門 1,991(584)人	管理部門47(9)人 病院・研究部門 1,197(234)人	管理部門45(12)人 病院・研究部門 868(284)人	管理部門 61(15)人 病院・研究部門 1,981(512)人	管理部門38(8)人 病院・研究部門 1,108(334)人	管理部門34(10)人 病院・研究部門 528(147)人
平成22年度予算規模(うち国費)	475(95)億円 うち診療事業 318(0.18)億円	238(59)億円 うち診療事業 169(2.23)億円	226(62)億円 うち診療事業 118(0.98)億円	450(92)億円 うち診療事業 330(6.67)億円	189(50)億円 うち診療事業 136(3.99)億円	96(35)億円 うち診療事業 27(1.70)億円
施設・設備	疾病ゲノムセンター 陽子線棟	バイオテクノロジー棟 ガンマナイフ棟 先進医工学センター 研究開発基盤センター	小型動物実験棟 総合動物実験棟	糖尿病研究センター 肝炎・免疫研究センター EIS治療・研究開発センター 国際疾病センター 救命救急センター	臨床研究センター 全ゲノムSNPs解析装置 新生児乳児用デジタルX線TVシステム	認知症先進医療開発センター
設置年月	昭和37年1月	昭和52年6月	昭和61年10月	平成5年10月	平成14年3月	平成16年3月

独立行政法人の運営する病院の比較

	労災病院	国立病院	社会保険病院・厚生年金病院																		
設置主体	(独)労働者健康福祉機構	(独)国立病院機構	(独)年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)が病院を保有(設置期限は平成24年9月末まで) ※RFOから、(社)全国社会保険協会連合会(全社連)及び(財)厚生年金事業振興団(厚生団)等6団体に運営を委託																		
担っている機能／事業の特色	労災病院グループを核としたネットワークにより、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供、労災疾病等に関する研究、職域関係者(産業医等)に対する産業保健活動等を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の医療政策の実施機関として、平成16年に独立行政法人化 ・我が国唯一の全国病院ネットワークによる人的・技術的・資金的な相互支援を実施しながら、診療・臨床研究・教育研修が一体となった事業を展開 ・特に、結核、重症心身障害、筋ジストロフィー、心神喪失者等医療観察法等の他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療、国の政策上、特に体制確保が求められる4疾病5事業に対する医療等を実施するとともに、EBM推進のための大規模臨床研究等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に昭和20年代に、健康保険の保険料や年金保険料を財源として、政府管掌健康保険の被保険者や厚生年金の障害年金受給者等のために設置 ・地域医療を担い、4疾病5事業やリハビリテーションをはじめとして、地域住民にとって不可欠な医療を提供するとともに、介護事業も実施 																		
本部・支部	本部:神奈川県	本部:東京都 支部:6ブロック	RFO:千葉県 全社連:東京都 厚生団:東京都																		
病院数 (平成22年度)	30	144	62(社会保険病院52、厚生年金病院10) ※ 委託先 全社連:社保48 厚生3 厚生団:厚生7、その他4団体:社保4																		
病床数 (平成22年度)	計 12,887床 — 12,875床 療0床 結・感 12床 精0床	計 56,508床 — 48,385床 療156床 結・感3,256床 精4,711床 ※ 一般病床のうち、重心7,381床、筋ジス2,280床	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">(全社連)</th> <th style="text-align: center;">(厚生団)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">14,118床</td> <td style="text-align: right;">2,803床</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td style="text-align: right;">13,663床</td> <td style="text-align: right;">2,521床</td> </tr> <tr> <td>療</td> <td style="text-align: right;">161床</td> <td style="text-align: right;">282床</td> </tr> <tr> <td>結・感</td> <td style="text-align: right;">248床</td> <td style="text-align: right;">0床</td> </tr> <tr> <td>精</td> <td style="text-align: right;">46床</td> <td style="text-align: right;">0床</td> </tr> </tbody> </table> ※ 主な委託先の全社連・厚生団について記載、以下同じ		(全社連)	(厚生団)	計	14,118床	2,803床	—	13,663床	2,521床	療	161床	282床	結・感	248床	0床	精	46床	0床
	(全社連)	(厚生団)																			
計	14,118床	2,803床																			
—	13,663床	2,521床																			
療	161床	282床																			
結・感	248床	0床																			
精	46床	0床																			
患者数 (平成21年度)	入院:3,820,034人 外来:6,893,219人 ※ うち労災患者 入院:117,295人 外来:349,217人	入院 16,161,453人 外来 11,596,799人 ※ 入院患者のうち、結核533,886人、重症心身障害2,692,458人、筋ジストロフィー762,137人、心神喪失者等医療観察法131,861人 他	入院:(全)3,594,130人、(厚)800,687人 外来:(全)6,667,213人、(厚)950,070人 ※ 全社連について、平成22年3月31日で委託契約を解除した浜松病院を含む																		

独立行政法人の運営する病院の比較

	労災病院	国立病院	社会保険病院・厚生年金病院
職員数 (平成22年4月)	本部 131人 病院管理部門 500人 病院事業部門 13,792人 その他施設 629人	本部・支部 280人 病院管理部門 2,099人 病院事業部門 48,679人	(全社連) (厚生団) 本部 56人 37人 病院管理部門 580人 100人 病院事業部門 24,336人 4,720人 ※ 病院管理及び事業部門について、介護老健施設、看護学校等の職員を含む ※ 厚生団は平成22年9月1日現在の数
職員身分	非国家公務員	国家公務員	非国家公務員
平成22年度 予算規模 (うち国費)	3,145(310)億円 うち診療事業 2,685(0)億円	8,676(484※)億円 うち診療事業 7,990(86)億円 ※うち347億円は、国期間分の退職給付費債務である。	全社連:3,189.2(1.9)億円(収入予算) うち診療事業2,839(1.9)億円(収入予算) 厚生団:570(0.9)億円(収入予算) うち診療事業545(0.9)億円 ※ 収入予算は平成22年度、国からの財政支出は平成21年度を仮置きしている ※ 運営費に保険料財源は投入していない ※ 国からの財政支出である臨床研修費等補助金及び地域診療情報連携推進費補助金については、他の病院と同様の地位にある病院として補助を受けているものであって、特別な地位にあることを理由に受けている補助金ではない
当該独立行政法人が行う他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労災病院事業以外(本部、産保センター、リハビリ施設等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員 管理 81人、事業662人 ・ 予算 194億円(108億円) ○ 未払賃金立替払事業(本部) <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員 管理 0人、事業17人 ・ 予算 266億円(202億円) 	-	-
過去の整理統合の経緯	37病院(H16:独法発足時)→30病院(H20)	236病院(S61)→154病院(H16:独法発足時)→144病院(H22:現在)	63病院(H20:旧社会保険庁からRFOへの社保病院等の出資時)→62病院(H22:現在)
病院の設置年	昭和24年	昭和20年	昭和20年
備考		(独)国立病院機構の職員の非国家公務員化法案を次期通常国会提出に向けて準備中	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年の政権交代により、病院の設置目的等の類似する社会保険病院及び厚生年金病院等の運営主体を原則として統合し、運営の効率化と安定化を図るため、(独)地域医療機能推進機構を設立する法案を提出する方針が決定。法案を提出したが、第174回通常国会(平成22年)において審議未了のため法案は廃案 ・RFOの設置期限が平成24年9月末までとなり、与野党の調整状況を踏まえつつ、必要な時期に受け皿となる法案の提出を検討

労働関係の独立行政法人の事業の比較

現状

見直し後

法人名	主な事業	実施機関
(独)高齢・障害者雇用支援機構	高齢者の雇用支援 ○定年引上げ等を支援するための給付金の支給 ○高齢者の雇用に伴う人事管理制度の見直し等、事業主に対する援助	○本部
	障害者の雇用支援 ○職業リハビリテーションの実施・技法開発、地域の関係機関に対する専門的助言・援助 ○障害者職業能力開発校における先導的な職業訓練の実施、訓練技法の開発・普及 ○障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給 ○障害者雇用のため必要な職場環境整備等事業主に対する相談援助、アビリンピックの開催等	○本部 ○広域障害者職業センター(2か所) ○地域障害者職業センター(47か所)
(独)雇用・能力開発機構	離職者等の職業能力の開発 ○職業訓練指導員の再訓練等 ○ものづくり分野の訓練、ものづくり分野以外の訓練(委託訓練) ○事業主支援 ○若者への職業体験機会の提供等	○職業能力開発総合大学校 ○職業能力開発大学校等(ポリテクカレッジ)(11所)、職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)(61所) ○地域職業訓練センター(82所)、コンピュータカレッジ(10所)等 ○私のしごと館(※平成22年3月廃止)
	雇用促進住宅 ○雇用促進住宅の譲渡・廃止(平成33年度まで)及びそれまでの間の管理・運営業務	○本部 ○職業能力開発促進センター等(47所)
	雇用管理の改善 ○中小企業、建設事業主の雇用管理改善関係の相談・助成金の支給等	○職業能力開発促進センター等(47所)
	勤労者財産形成促進業務 ○財形貯蓄を行う勤労者に対する融資(財形持家融資・財形教育融資) ※財形教育融資は廃止予定	○本部
(独)勤労者退職金共済機構	退職金共済の運営 ○中小企業退職金共済事業の運営	○勤労者退職金共済機構

↓
廃止

高齢・障害・求職者雇用支援機構

- ・高齢者の雇用支援
- ・障害者の雇用支援
- ・職業能力開発業務(地方移管されないポリテクカレッジ・ポリテクセンターの設置・運営、職業能力開発総合大学校の設置・運営(※))
※ 相模原校は廃止し、小平校に集約化
- ・雇用促進住宅の譲渡・廃止及びそれまでの間の管理・運営業務(暫定業務)

都道府県・地方自治体

- ・都道府県が希望し受入条件が整うポリテクカレッジ・ポリテクセンターを移管
- ・委託訓練(H23～都道府県)
- ・地方自治体が希望し受入条件が整う地域職業訓練センター、コンピュータカレッジ等

廃止

- ・地方自治体が受入れを希望しない地域職業訓練センター、コンピュータカレッジ等

国(都道府県労働局)

勤労者退職金共済機構

- ・勤労者財産形成促進業務(財形持家融資)
- ・退職金共済の運営

国等との関係が強い所管公益法人の類型別法人一覧

- 1-1 指定に基づき国からの交付金等を受けて事業を実施しているもの(6法人)
- 1-2 指定を受けて国家試験・有資格者登録業務を実施し、受験料・登録料を得ているもの(14法人)
- 1-3 指定を受けて審査業務を実施し、審査に係る収入を得ているもの(1法人)
- 1-4 登録を受けて機械等の検査・検定業務を実施し、検査料等を得ているもの(4法人)
- 1-5 指定又は登録により行われる研修、講習業務(39制度 該当する指定制度は全て複数法人指定が可能)
- 2-1 国(厚労省)から予算上相手先が特定されている補助金等を受けて事業を実施しているもの(1-1に該当するものを除く)(39法人)
- 2-2 国から1億円以上の支出を受けて事業を実施しているもの(1-1、2-1に該当するものを除く)(30法人)
- 3-1 独立行政法人から1億円以上の支出を受けて事業を実施しているもの(10法人)
- 3-2 都道府県雇用開発協会(独立行政法人から支出を受けて事業を実施)(41法人)

以上、重複を除き合計139法人

※各表の「国OBの有無」は、役員については平成22年7月1日現在、職員については平成22年4月1日現在

指定に基づき国からの交付金等を受けて事業を実施しているもの(6法人)

番号	区分	法人名	事業内容	指定根拠法令	国〇Bの有無	平成21年度 総事業収入 (千円)	平成21年度 国支出額 (千円)	備考
55	社	日本看護協会	中央ナースセンター事業	看護師等の人材確保の促進に関する法律第20条	有	4,868,038	280,997	
240	財	全国生活衛生営業指導センター	情報・資料の収集・提供、調査研究、連絡調整・指導、標準営業約款の作成、担当者養成、技術の改善向上・技術的指導	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の10	有	591,034	412,789	
400	財	港湾労働安定協会	港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせん、港湾派遣労働者の雇用の安定のための事業(雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修、港湾派遣労働者等に対する相談援助)、港湾労働者に対する技能訓練及び港湾運送事業主に対する相談援助	港湾労働法第28条第1項、第2項	有	3,367,016	418,941	
416	社	全国シルバー人材センター事業協会	シルバー人材センターに係る必要な事業の実施	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第46条	有	671,411	301,630	
456	財	介護労働安定センター	介護労働者に関する情報の収集・提供等、介護労働者に対する援助等	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第15条第1項	有	3,905,952	3,045,987	
495	財	二十一世紀職業財団	短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金の支給等 育児・介護を行う労働者の雇用の継続等のための給付金の支給、当該労働者に対する相談その他の援助、事業主に対する相談その他の援助等	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第25条第1項 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第36条第1項	有	6,336,129	6,040,506	交付金は23年度限り
598	財	テクノエイド協会	福祉用具の研究開発に関する助成等	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条第1項	有	686,624	338,968	交付金は21年度限り
600	財	長寿社会開発センター	老人健康保持事業に関する啓発普及・援助等	老人福祉法第28の2第1項	有	1,134,678	101,355	交付金は21年度限り

番号	区分	法人名	事業内容	指定根拠法令	国〇Bの有無	平成21年度 総事業収入 (千円)	平成21年度 受験料等収 入(千円)	備考
53	財	日本救急医療財団	救急救命士名簿の登録	救急救命士法第12条第1項	有	184,205	14,650	
			救急救命士試験	救急救命士法第37条第1項			78,447	
81	財	柔道整復研修試験財団	柔道整復師の登録	柔道整復師法第8条の2第1項	有	239,503	25,603	
			柔道整復師国家試験	柔道整復師法第13条の3第1項			174,319	
82	財	東洋療法研修試験財団	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師国家試験	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第3条の4第1項	有	259,821	193,760	
			あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師の登録	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第3条の23第1項			54,408	
85	財	医療研修推進財団	言語聴覚士の登録	言語聴覚士法第12条第1項	有	241,090	21,712	H23年度受験料引き下げ予定
			言語聴覚士国家試験	言語聴覚士法第36条第1項			91,142	
98	財	歯科医療研修振興財団	歯科衛生士の登録	歯科衛生士法第8条の2第1項	有	181,165	43,080	
			歯科衛生士試験	歯科衛生士法第12条の4第1項			85,199	
223	財	ビル管理教育センター	建築物環境衛生管理技術者試験	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第8条第3項	有	985,120	169,900	
243	財	理容師美容師試験研修センター	美容師試験	美容師法 第4条の2第1項	有	1,047,392	801,958	
			美容師の登録事務	美容師法 第5条の3			156,624	
			理容師試験	理容師法 第4条の2第1項			70,483	
			理容師の登録事務	理容師法 第5条の3			15,270	
251	財	給水工事技術振興財団	給水装置工事主任技術者試験	水道法第25条の12第1項	有	394,752	315,409	
277	財	医療機器センター	臨床工学技士国家試験	臨床工学技士法第17条第1項	有	849,629	60,533	H23年度受験料引き下げ予定

番号	区分	法人名	事業内容	指定根拠法令	国OBの有無	平成21年度 総事業収入 (千円)	平成21年度 受験料等収 入(千円)	備考
369	財	安全衛生技術試験協会	免許試験の実施に関する業務の代行業務	労働安全衛生法第75条の2第1項	有	1,524,224	1,424,065	
			労働安全・衛生コンサルタント試験の実施に関する業務の代行の業務	労働安全衛生法第83条の2			36,605	
			作業環境測定士試験の代行業務	作業環境測定法第20条第1項			36,382	
539	財	社会福祉振興・試験センター	社会福祉士試験	社会福祉士及び介護福祉士法第10条第1項	有	5,495,759	465,619	
			社会福祉士の登録	社会福祉士及び介護福祉士法第35条第1項			91,488	
			介護福祉士試験	社会福祉士及び介護福祉士法第41条第1項			2,055,113	
			介護福祉士の登録	社会福祉士及び介護福祉士法第43条第1項			332,317	
			精神保健福祉士の試験事務	精神保健福祉士法第10条第1項			87,113	
			精神保健福祉士の登録事務	精神保健福祉士法第35条第1項			31,492	
598	財	テクノエイド協会	義肢装具士国家試験	義肢装具士法第17条第1項	有	686,624	10,478	

345	社	日本作業環境測定協会	作業環境測定士の登録の代行業務	作業環境測定法第32条の2第1項	有	498,656	18,577	
348	社	日本労働安全衛生コンサルタント会	労働安全・衛生コンサルタントの登録の代行業務	労働安全衛生法第85条の2	有	200,945	9,547	

番号	区分	法人名	事業内容	指定根拠法令	国OBの有無	平成21年度 総事業収入 (千円)	平成21年度 審査に係る収 入(千円)	備考
620	社	国民健康保険中央 会	公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令 第14条	有	526,330,648	393,389	「審査に係る収入」は、都道府県団体連合会からの負担金及び国庫補助金であり、審査内容ごとに区分していない。
			公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第15条第4項				
			公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第40条第6項				
			公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査	障害者自立支援法 第73条第3項				
			公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査	児童福祉法 第21条の3第3項 児童福祉法施行令 第22条				
			公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査	戦傷病者特別援護法 第15条第3項 戦傷病者特別援護法施行令第8条の3				
			公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査	母子保健法 第20条第7項 母子保健法施行令 第1条				
			公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査	石綿による健康被害の救済に関する法律 第14条				
			国民健康保険団体連合会からの委託を受けて行う高額診療報酬明細書の審査	高齢者の医療の確保に関する法律第70条第5項				
			国民健康保険団体連合会からの委託を受けて行う高額診療報酬明細書の審査	国民健康保険法 第45条第6項				

登録を受けて機械等の検査・検定業務を実施し、検査料等を得ているもの(4法人)

番号	区分	法人名	事業内容	登録根拠法令	国〇Bの有無	平成21年度 総事業収入 (千円)	平成21年度 検査料等収 入(千円)	備考
332	社	日本ボイラ協会	特定機械等の製造時検査の代行の業務	労働安全衛生法 第38条第1項	有	4,027,939	221	
			特定機械等の性能検査の代行の業務	労働安全衛生法 第41条第2項			1,999,481	
			機械等の個別検定の代行の業務	労働安全衛生法 第44条第1項			443,247	
333	社	ボイラ・クレーン安全協会	特定機械等の製造時検査の代行の業務	労働安全衛生法 第38条第1項	有	1,867,310	0	
			特定機械等の性能検査の代行の業務	労働安全衛生法 第41条第2項			1,211,326	
			機械等の個別検定の代行の業務	労働安全衛生法 第44条第1項			68,888	
335	社	日本クレーン協会	特定機械等の性能検査の代行の業務	労働安全衛生法 第41条第2項	有	4,569,292	2,566,237	
			機械等の型式検定の代行の業務	労働安全衛生法 第44条の2第1項			6,479	
338	社	産業安全技術協会	機械等の個別検定の代行の業務	労働安全衛生法 第44条第1項	有	513,009	1,700	
			機械等の型式検定の代行の業務	労働安全衛生法 第44条の2第1項			383,347	

研修・講習の内容	根拠法令	区分	法人の例
指定産業医研修機関(産業医の選任要件となる研修を実施する機関をいう。)	労働安全衛生規則第14条第2項第1号	社	日本医師会
登録計画作成参画者研修機関(大規模な工事等を行う際の計画作成に参画させる必要のある者の資格を得るための研修を実施する機関をいう。)	労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)別表第9	社	仮設工業会
検査業所属検査者研修実施機関(検査業者が特定自主検査を実施させる者の資格を得るための研修を実施する機関をいう。)	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十二第一項第一号等の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者(昭和47年労働省告示第134号)第3条第3号(同告示第13条において準用する場合を含む。)及び第5条第3号(同告示第7条、第9条、第11条及び第15条において準用する場合を含む。)	社	建設荷役車両安全技術協会
クリーニング師研修	クリーニング業法 第8条の2第1項	財	全国生活衛生営業指導センター
精神保健判定医等に対する養成研修	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察などに関する法律第六条第二項の名簿及び同法第十五条第二項の名簿に関する省令第7条第4項	社	日本精神科病院協会
貯水槽清掃作業従事者研修	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第28条第5号	社	全国建築物飲料水管理協会 他1法人
排水管清掃作業従事者研修	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第28条の3第5号	社	全国ビルメンテナンス協会
防除作業従事者研修	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第29条第4号	社	全国ビルメンテナンス協会 他1法人
清掃作業従事者研修	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第25条第3号	社	全国ビルメンテナンス協会
ダクト清掃作業従事者研修	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第26条の3第3号	社	全国ビルメンテナンス協会
クリーニング業務従事者講習	クリーニング業法 第8条の3	財	全国生活衛生営業指導センター
ダクト清掃作業監督者講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第26条の3第2号	財	ビル管理教育センター
医療機器修理業者の責任技術者の資格要件に係る基礎講習会及び専門講習会	薬事法施工規則第九十一条第三項第三号に規定する講習会を行うものの登録等に関する省令(平成16年厚生労働省令第62号)	財	医療機器センター
医療機器製造業の責任技術者の資格要件に係る講習会	薬事法施工規則第九十一条第三項第三号に規定する講習会を行うものの登録等に関する省令(平成16年厚生労働省令第62号)	財	医療機器センター
管理美容師資格認定講習会	美容師法 第12条の3第2項	財	理容師美容師試験研修センター
管理理容師資格認定講習会	理容師法 第11条の4第2項	財	理容師美容師試験研修センター

研修・講習の内容	根拠法令	区分	法人の例
技能講習	労働安全衛生法 第14条、第61条第1項	社	日本クレーン協会 他112法人
空気環境測定実施者講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第26条第2号	財	ビル管理教育センター
空調給排水管理監督者講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第30条第5号	財	ビル管理教育センター
建築物環境衛生管理技術者講習会	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 第7条第1項第1号	財	ビル管理教育センター
高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の営業管理者の資格要件に係る講習会	薬事法施工規則第九十一条第三項第三号に規定する講習会を行うものの登録等に関する省令(平成16年厚生労働省令第62号)	財	医療機器センター 他1法人
作業環境測定士試験合格者等に対する講習の業務	作業環境測定法 第5条	社	日本作業環境測定協会 他3法人
指定筆記試験免除講習機関(労働衛生コンサルタント試験の筆記試験の全部が免除される講習を実施する機関をいう。)	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和48年労働省令第3号)第13条第1項	社	日本医師会 他1法人
水道技術管理者講習の実施	水道法施行規則第14条第3号	社	日本水道協会
水道技術管理者講習会	水道法施行規則 第14条	社	日本水道協会
清掃作業監督者講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第25条第2号	財	ビル管理教育センター
貯水槽清掃作業監督者講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第28条第4号	財	ビル管理教育センター
調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者に係る講習	調理師法施行規則 第18条	社	日本調理師会 他2法人
登録ボイラー実技講習機関(二級ボイラー技士免許の受験資格を取得する講習を実施する機関をいう。)	ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第101条第3号ニ	社	ボイラ・クレーン安全協会 他9法人
登録安全衛生推進者等養成講習機関(安全衛生推進者又は衛生推進者の選任要件となる講習を実施する機関をいう。)	労働安全衛生規則第12条の3第1項	財	安全衛生普及センター 他77法人
登録試験免除講習機関(作業環境測定士試験の筆記試験又は口述試験の一部又は全部が免除される講習を実施する機関をいう。)	作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号)第17条第2号	社	日本作業環境測定協会
統括管理者講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第30条第2号	財	ビル管理教育センター
排水管清掃作業監督者講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第28条の3第4号	財	ビル管理教育センター
防除作業監督者講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第29条第3号	財	ビル管理教育センター
労働者の有する技能検定	職業能力開発促進法 第47条第1項 職業能力開発促進法施行規則第63条の3、第63条の4、第63条の5、第63条の5の2、第63条の5の3	社	調理技術技能センター 他3法人
技術考査の指定	調理師法施行規則 第18条	社	全国調理師養成施設協会
調理技術に関する審査	調理師法 第8条の3第2項	社	調理技術技能センター
教習業務	労働安全衛生法 第75条第3項	社	ボイラ・クレーン安全協会 他6法人

番号	区分	法人名	補助金等の名称	補助金の額(H22年度予算額)(千円)	平成22年度総事業収入(千円)	国OBの有無	備考
2	社	国際厚生事業団	外国人看護師・介護福祉士受入事業(国際厚生事業団分)	148,162	564,939	有	
5	財	日本ILO協会	国際技能開発計画	75,595	466,387	有	
19	社	日本医師会	女性医師支援センター事業	155,995	17,199,779	有	
33	財	ライフ・プランニング・センター	がん患者に対するリハビリテーションに関する研修事業	13,218	1,044,674		
35	財	がん集学的治療研究財団	インターネットを活用した専門医の育成等事業	77,516	190,490	有	
54	財	日本医療機能評価機構	医薬品適正使用啓発推進等事業費	37,664	2,071,769	有	
			医療事故情報収集等事業	97,708			
			産科医療補償制度運営費	86,957			
			病院機能評価支援事業費補助金	25,054			
88	社	日本歯科医師会	歯科医療関係者講習会等	26,559	2,568,870		
135	財	日本予防医学協会	難病情報センター事業等補助金	12,000	8,394,425		
154	財	日本公衆衛生協会	地域健康づくり推進対策費補助金	181,128	497,319	有	
			地域保健活動普及等委託費	7,978			
155	財	日本食生活協会	健康増進重点プロジェクト事業	99,588	193,554		
160	社	日本栄養士会	疾病の重症化予防のための食事指導活動拠点整備事業	21,412	616,549		
198	財	難病医学研究財団	特定疾患医療従事者研修事業費	4,132	82,505	有	
			難病情報センター事業等補助金	33,928			
207	社	日本臓器移植ネットワーク	移植対策事業費補助金	807,778	1,738,205	有	
208	財	骨髄移植推進財団	移植対策事業費補助金	429,212	1,518,009	有	
216	財	予防接種リサーチセンター	予防接種健康被害者保健福祉相談事業費	40,350	138,279	有	
			予防接種従事者研修等委託費	3,554			
218	財	ウイルス肝炎研究財団	予防接種従事者研修等委託費	8,127	52,400	有	

番号	区分	法人名	補助金等の名称	補助金の額(H22年度予算額)(千円)	平成22年度総事業収入(千円)	国OBの有無	備考
258	社	日本病院薬剤師会	薬剤師研修等事業費	91,507	580,623	有	国からの補助金等は平成22年度限りの予定
267	財	友愛福祉財団	エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究等事業費	516,064	849,651	有	
			医薬品等健康被害対策事業費補助金	95,590			
353	社	日本労働者信用基金協会	雇用開発支援事業費等補助金	13,724,810	31,365,523		
			長期失業者就業支援事業	182,842			
378	財	労災保険情報センター	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	3,322,040	16,421,501	有	
385	財	産業医学振興財団	産業医学振興財団等運営費	5,316,934	6,609,777	有	
398	財	産業雇用安定センター	産業雇用安定センター補助金	2,375,296	6,166,955	有	
420	財	国際研修協力機構	技能実習の基礎的教育等の指導・援助事業	22,443	2,724,635	有	
469	社	全国ベビーシッター協会	ベビーシッター研修事業費	40,660	70,852	有	
476	財	全国里親会	里親促進事業	12,300	69,217	有	
477	財	児童健全育成推進財団	優良児童劇巡回事業等	175,466	479,401		
478	財	児童育成協会	児童館巡回支援活動等事業費	557,477	2,752,366	有	
480	財	こども未来財団	子育て支援事業助成等事業費	1,082,645	1,158,636	有	
535	社	日本介護福祉士養成施設協会	介護教員講習会事業	5,562	264,322	有	
536	社	日本社会福祉士会	社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修事業	19,600	549,639		
537	社	日本介護福祉士会	介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修事業	21,793	402,304	有	
538	社	日本社会福祉士養成校協会	社会福祉士実習・演習担当教員講習会事業	2,541	116,451		
547	財	日本遺族会	遺骨収集等派遣費補助金(友好親善事業)	141,477	3,601,168	有	
			昭和館運営委託費	442,956			
548	財	日本傷痍軍人会	戦傷病者福祉事業助成委託費	193,237	375,111	有	
594	財	日本障害者スポーツ協会	身体障害者体育等振興費補助金	255,562	1,162,471	有	

番号	区分	法人名	補助金等の名称	補助金の額(H22年度予算額)(千円)	平成22年度総事業収入(千円)	国OBの有無	備考
593	財	日本障害者リハビリテーション協会	高度情報通信福祉事業費	89,826	502,375	有	
			全国身体障害者総合福祉センター運営事業	94,313			
609	財	全国老人クラブ連合会	全国老人クラブ連合会助成費	9,049	143,244		
613	社	シルバーサービス振興会	介護サービス情報の公表制度支援事	203,990	432,667	有	
620	社	国民健康保険中央会	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金	1,006,143	627,726,512	有	
			国民健康保険団体連合会等補助金	1,470,963			
			国民健康保険中央会施行経費業費等、保険者機能強化に必要な経費、介護報酬改定等に伴うシステム改修費	569,525			
			社会医療診療行為別調査委託費	35,968			
			障害者自立支援事業費等補助	1,006,989			

番号	区分	法人名	国から最も多額の支出を受けて行っている事業内容	国からの支出額(H21年度 予算額)(千円)	平成21年度総事 業収入(千円)	国OBの 有無	備考
12	財	長寿社会振興財団	厚生労働科学研究推進事業	117,724	358,930	有	
31	財	がん研究振興財団	第3次対がん総合戦略研究推進事業	456,946	530,233	有	
111	財	医療情報システム開発センター	障害程度区分管理事業	158,481	477,375	有	
112	財	ヒューマンサイエンス振興財団	厚生労働科学研究費補助金(創薬基盤推進研究事業(政策創薬総合研究事業))	1,549,345	2,294,180	有	
124	財	日本環境衛生センター	中小企業等環境負荷物質対策調査事業(パーゼル法関連事前相談等業務)	636,243	2,725,462	有	
139	財	放射線影響研究所	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条第2項及び日米交換公文(昭和50年1月18日外務省告示第7号)に基づき、平和目的の下に、放射線の人体に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病の調査研究(放射線影響研究所補助金)	2,220,643	3,556,945	有	
147	財	国際協力医学研究振興財団	糖尿病戦略等研究事業(厚生労働科学研究費補助金)	604,000	1,399,498	有	
149	財	癌研究会	がんに関する基礎生物学的研究事業	1,249,485	47,988,997		
180	財	健康・体づくり事業財団	全国フォーラム、中高年の運動普及・推進事業、指導者講習会、優秀組織表彰、情報収集提供事業、ホームページによる情報提供等	105,843	916,010	有	
197	財	日本腎臓財団	腎疾患重症化予防のための戦略研究事業(厚生労働科学研究費補助金)	250,000	1,049,612		国からの支出は21年度限り
200	財	エイズ予防財団	エイズ対策研究推進事業(厚生労働科学研究費補助金)	878,443	947,608	有	
285	財	献血供給事業団	臍帯血移植対策事業	240,835	4,908,285		
288	社	日本食品衛生協会	食品の安心・安全確保推進研究推進事業	144,686	2,056,273	有	
295	財	残留農薬研究所	食の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金(農薬の後作物残留調査事業及び農薬登録に係る調理加工試験導入に関する調査事業)	111,506	2,224,857	有	
296	財	食品農医薬品安全性評価センター	平成21年度石油精製物質適正評価調査(発がん性、変異原性及び生殖発生毒性に関する有害性調査)	137,300	888,908	有	
302	財	畜産生物科学安全研究所	食の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金(抗菌性物質薬剤耐性菌評価情報整備補助事業)	217,283	1,318,592	有	
310	社	全国労働保険事務組合連合会	雇用保険活用援助事業(委託事業)	1,831,478	3,486,291	有	

番号	区分	法人名	国から最も多額の支出を受けて行っている事業内容	国からの支出額(H21年度 予算額)(千円)	平成21年度総事 業収入(千円)	国OBの 有無	備考
350	社	全国労働基準関係団体連合会	仕事生活調和推進事業(委託事業)	1,148,067	1,719,542	有	
367	財	労働衛生協会	職員健康診断	123,344	2,713,559	有	
380	財	労災サポートセンター	労災特別介護援助事業(委託費)	3,904,689	6,293,679	有	
392	社	雇用問題研究会	インターンシップ受入企業開拓事業	121,578	520,342		
411	社	全国民営職業紹介事業協会	職業紹介指導援助事業	101,970	207,435	有	
463	財	海外職業訓練協会	グローバル人材育成支援事業	612,630	1,548,066	有	
494	財	女性労働協会	女性と仕事総合支援事業	357,684	501,332	有	
554	財	中国残留孤児援護基金	中国帰国者定着促進センター事業	518,510	616,095	有	
570	財	精神・神経科学振興財団	自殺関連うつ対策戦略研究事業	292,553	468,486	有	
627	財	船員保険会	生活習慣病予防健診事業委託費	323,951	27,740,416	有	
632	社	全国社会保険協会連合会	医療従事者の育成	245,866	294,730,915	有	当該支出は、一般の病院 と同様に受けているもの
733	財	国際労働財団	国際労働関係事業	298,282	459,734	有	
975	財	西成労働福祉センター	日雇労働者技能講習事業	128,911	663,990		

(参考) 1億円未満の支出を受けている所管公益法人数 …… 140法人

3-1

独立行政法人から1億円以上の支出を受けて事業を実施しているもの(10法人)

番号	区分	法人名	事業内容	関係独立行政法人名	国〇Bの有無	平成21年度総事業収入(千円)	平成21年度独法からの支出(千円)	平成21年度国支出額(千円)	備考
54	財	日本医療機能評価機構	病院機能評価業務委託等	国立病院機構	有	2,592,339	304,892	524,623	
134	財	ライフ・エクステンション研究所	長期貸付金(活動年齢の延長を図るため、各種疾病についての調査及び試験研究を達成する為、研究機関として病院の付設運営。)	福祉医療機構		7,210,066	200,000	1,557	
149	財	癌研究会	『PI3キナーゼ』を標的とする分子標的抗癌薬のトランスレショナルリサーチ』に関する委託研究契約等	医薬基盤研究所		49,562,875	425,858	1,249,485	
394	財	雇用振興協会	雇用促進住宅管理運営等業務	雇用・能力開発機構	有	28,756,537	20,179,881	0	
426	社	日本産業カウンセラー協会	労災病院に設置された電話相談窓口におけるメンタルヘルス等のカウンセリング業務	労働者健康福祉機構	有	2,416,445	107,068	65,219	
			職員向けメンタルヘルス研修の講師	労働政策研究・研修機構					
			職員向けキャリア・カウンセリング研修の講師	雇用・能力開発機構					
				高齢・障害者雇用支援機構					
456	財	介護労働安定センター	職業訓練の委託(介護職員基礎研修科)等	雇用・能力開発機構	有	3,905,952	134,336	3,045,987	
564	財	神経研究所	長期貸付金等	福祉医療機構		1,874,912	300,180	0	
594	財	日本障害者スポーツ協会	障害者スポーツ支援事業助成金	福祉医療機構	有	1,068,363	280,087	327,828	
598	財	テクノエイド協会	社会福祉振興事業交付金等	福祉医療機構	有	686,624	218,462	338,968	
600	財	長寿社会開発センター	社会福祉振興事業交付金等	福祉医療機構	有	1,134,678	100,595	101,355	

都道府県雇用開発協会(独立行政法人から支出を受けて事業を実施)(41法人)

(高齢・障害者雇用支援機構からの業務委託については平成23年度より全廃)

番号	区分	法人名	事業内容	関係独立行政法人名	国OBの有無	平成21年度 総事業収入 (千円)	平成21年度独 法からの支出 (千円)	平成21年度 国支出額(千 円)	備考
892	社	北海道高齢・障害者雇用促進協会							解散済
893	社	青森県高齢・障害者雇用支援協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	121,497	93,848	10,693	
894	社	岩手県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	96,656	92,883	0	
895	社	宮城県雇用支援協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	303,960	152,854	67,539	
896	社	秋田県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	110,176	85,821	9,078	
897	社	山形県高齢・障害者雇用支援協会							解散済
898	社	福島県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	109,507	101,047	0	
899	社	茨城県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	192,942	112,325	24,979	
900	社	栃木県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	100,546	91,190	0	
901	社	群馬県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	127,401	100,547	13,934	
902	社	埼玉県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	205,829	177,060	0	
903	社	千葉県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	192,026	106,263	27,256	
904	社	東京都雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	450,832	382,243	19,000	
905	財	神奈川県雇用開発協会							解散済
906	社	新潟県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	145,546	148,394	0	
907	社	富山県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	126,538	100,599	8,986	
908	社	石川県雇用支援協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	134,327	92,278	27,240	
909	社	福井県雇用支援協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	107,176	96,875	0	
910	社	山梨県雇用促進協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	170,892	86,796	0	

番号	区分	法人名	事業内容	関係独立行政法人名	国OBの有無	平成21年度 総事業収入 (千円)	平成21年度独 法からの支出 (千円)	平成21年度 国支出額(千 円)	備考
911	社	長野県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	120,545	125,548	12,900	
912	社	岐阜県雇用支援協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	140,269	116,643	3,002	
913	社	静岡県雇用支援協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	245,945	173,572	0	
914	社	愛知県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	375,365	215,423	47,843	
915	社	三重県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	90,473	88,433	0	
916	社	滋賀県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	127,702	89,937	22,994	
917	社	京都府高齢・障害者雇用支援協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	170,060	173,112	11,570	
918	社	大阪府雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	376,467	314,239	18,441	
919	財	兵庫県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	351,659	190,383	52,994	
920	社	奈良県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有		91,193	0	解散済
921	社	和歌山県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	84,738	84,732	0	
922	社	鳥取県高齢・障害者雇用促進協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構		88,921	70,563	16,034	
923	社	島根県雇用促進協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	91,828	79,696	5,470	
924	社	岡山県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	213,852	115,507	41,898	
925	社	広島県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	172,121	143,280	17,635	
926	社	山口県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	89,552	91,368	4,569	
927	社	徳島雇用支援協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	90,700	85,642	0	
928	社	香川県雇用支援協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	119,000	91,320	22,236	
929	社	愛媛高齢・障害者雇用支援協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	113,964	96,017	9,076	
930	社	高知県雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	89,304	75,188	10,879	
931	財	福岡県高齢者・障害者雇用支援協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	275,852	190,550	17,992	
932	財	佐賀県高齢・障害者雇用支援協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	103,061	85,494	10,414	

番号	区分	法人名	事業内容	関係独立行政法人名	国OBの有無	平成21年度 総事業収入 (千円)	平成21年度独 法からの支出 (千円)	平成21年度 国支出額(千 円)	備考
933	社	長崎県雇用支援協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	111,731	100,618	0	
934	社	熊本県高齢・障害者雇用支援協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	164,800	100,607	20,314	
935	財	大分県総合雇用推進協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	206,594	92,819	28,633	
936	社	宮崎県雇用開発協会							新法人へ移行済
937	財	鹿児島県雇用支援協会							解散済
938	社	沖縄雇用開発協会	雇用安定事業関係委託業務等	高齢・障害者雇用支援機構	有	118,894	94,827	17,575	

地方公務員における再任用職員の給料月額別採用数(平成20年度)について

給料月額(円)		人数	割合(%)	給料月額(円)		人数	割合(%)
常時勤務職員	100,000未満	0	0.0%	短時間勤務職員	100,000未満	178	0.7%
	100,000以上120,000未満	0	0.0%		100,000以上120,000未満	1,329	5.0%
	120,000以上140,000未満	1	0.0%		120,000以上140,000未満	3,684	13.8%
	140,000以上160,000未満	7	0.1%		140,000以上160,000未満	3,842	14.4%
	160,000以上180,000未満	2	0.0%		160,000以上180,000未満	5,076	19.0%
	180,000以上200,000未満	115	1.6%		180,000以上200,000未満	8,864	33.2%
	200,000以上220,000未満	506	7.2%		200,000以上220,000未満	2,103	7.9%
	220,000以上240,000未満	753	10.7%		220,000以上240,000未満	1,428	5.3%
	240,000以上260,000未満	1,698	24.2%		240,000以上260,000未満	170	0.6%
	260,000以上280,000未満	2,878	41.0%		260,000以上280,000未満	21	0.1%
	280,000以上300,000未満	636	9.0%		280,000以上300,000未満	10	0.0%
	300,000以上320,000未満	132	1.9%		300,000以上320,000未満	1	0.0%
	320,000以上340,000未満	121	1.7%		320,000以上340,000未満	2	0.0%
	340,000以上360,000未満	10	0.1%		340,000以上360,000未満	0	0.0%
	360,000以上	169	2.4%		360,000以上	0	0.0%
計	7028		計	26,708			

※総務省自治行政局公務員課編「『地方公務員の再任用実施状況及び退職状況等調査』の概要について(地方公務員月報2009年11月号)」を参考に作成

※自治体により取扱いが異なるが、別途、期末手当等がある。

◆俸給

○俸給月額

各級ごとに設定した俸給月額(短時間勤務職員については、38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額)

○昇給制度

なし

再任用職員の俸給月額については、職務の級ごとに単一の額が設定されており、再任用後の職務に応じて決定された級に応じた額が支給されます。また、短時間勤務職員の俸給月額については、勤務時間に比例して算出することとなります。

フルタイム勤務職員の俸給月額

●行政職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	186,800円	214,600円	259,000円	279,400円	295,000円	321,100円	364,600円	399,000円
職務の級	9級	10級						
俸給月額	451,600円	534,200円						

●行政職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	192,700円	204,200円	226,400円	247,700円	279,700円

●専門行政職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	209,500円	244,300円	288,400円	321,400円	364,600円	399,000円	451,600円	534,200円

●税務職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	204,900円	231,000円	283,700円	310,500円	325,200円	349,700円	386,300円	419,200円
職務の級	9級	10級						
俸給月額	462,500円	534,200円						

●公安職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	240,600円	252,500円	256,800円	293,100円	310,500円	325,200円	349,700円	386,300円
職務の級	9級	10級	11級					
俸給月額	419,200円	462,500円	534,200円					

●公安職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	211,900円	239,200円	286,700円	310,500円	325,200円	349,700円	386,300円	419,200円
職務の級	9級	10級						
俸給月額	462,500円	534,200円						

● 海事職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
俸給月額	219,600円	249,800円	284,200円	326,400円	356,300円	404,500円	474,700円

● 海事職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
俸給月額	214,400円	229,000円	235,000円	257,600円	286,900円	317,900円

● 教育職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	287,200円	299,500円	322,500円	409,100円	547,400円

● 教育職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級
俸給月額	251,400円	298,800円	317,300円

● 研究職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
俸給月額	216,900円	262,600円	288,800円	332,900円	393,300円	536,000円

● 医療職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	293,800円	336,200円	390,600円	463,700円	563,600円

● 医療職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	187,800円	214,800円	247,200円	260,800円	287,300円	329,200円	373,100円	436,600円

● 医療職俸給表(三)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
俸給月額	234,500円	259,300円	266,800円	277,300円	294,500円	332,700円	379,200円

● 福祉職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
俸給月額	200,700円	244,500円	259,100円	293,700円	321,100円	364,600円

● 専門スタッフ職俸給表

職務の級	1級	2級	3級
俸給月額	330,800円	435,600円	492,100円